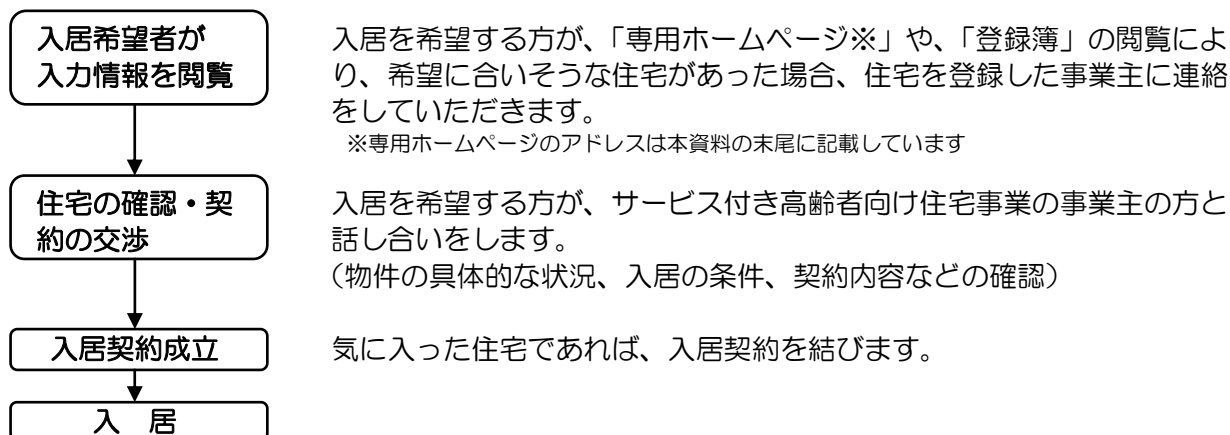


サービス付き高齢者向け住宅の 閲覧から入居まで

1 この制度はどんな法律に基づいているのですか

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、サービス付き高齢者向け住宅について、登録された情報を一般の方が閲覧できる制度です。

2 「サービス付き高齢者向け住宅の登録」から「入居」までの流れはどうなりますか



3 どのような人が入居の対象となりますか

登録住宅の入居要件は原則、次に該当する方です。

- ① 60歳以上の高齢者
- ② 要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の方
- ③ ①、②の同居者

しかし、住宅によっては、「要介護者」など、入居に際する条件がある場合もあります。

登録住宅の詳細については、HPの閲覧情報や登録簿に記載されている連絡先に直接ご確認ください。

4 入居に際して

専用ホームページや登録簿を見て連絡先に電話してからは、すべて「入居希望者の方と事業主の方」との責任のもとで話し合いが行われ、入居が決まります。入居後もそれは同じことです。

サービス付き高齢者向け住宅の登録事業主の方は、入居者に対し入居契約を締結するまでに登録事項等を記載した書面を交付して説明する義務がありますので、入居を決める際には、必ず住宅の設備や提供されるサービス、契約金額等について説明を受けてください。

また、実際の建物を見て、心配事や疑問に思うことがあれば事業主の方にご相談し、十分納得した上で入居を決めるようにしましょう。

5 お問い合わせ先

○高齢者の居住の安定確保に関する法律・制度に関すること

北海道庁本庁舎 札幌市中央区北3条西6丁目

建設部建築指導課建築企画グループ

TEL (011) 231-4111 内線29-472

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課高齢者計画推進グループ

TEL (011) 232-4111 内線25-662

○登録簿の閲覧(住宅の情報収集)に関すること

指定登録機関 NPO 法人シーズネット

札幌市中央区北10条西4丁目1番地 SCビル2F

TEL (011) 717-6001

○住宅の申請・情報閲覧専用ホームページアドレス

<http://www.satsuki-jutaku.jp/>